

# .保育事故

# 教育・保育施設等における事故対策の経緯について（令和4年5月現在）

- 26年 6月 第16回子ども・子育て会議において事故の発生・再発防止について行政の取組みのあり方等を検討すべきとされる
- 26年 9月 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置
- 26年11月 検討会中間とりまとめ
- 27年 2月 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」を地方自治体宛てに通知
- 27年 6月 「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」の公表開始  
URL <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html#database>
- 27年12月 検討会最終とりまとめ
- 28年 3月 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」を地方自治体宛てに通知
- 28年 4月 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」の設置  
【第1回会議：4月25日開催】 【第2回会議：10月25日開催】
- 29年 【第3回会議：5月9日開催】 【第4回会議：9月7日開催】  
第3回会議より検証報告のあった自治体からヒアリングを実施
- 30年 【第5回会議：2月7日開催】 【第6回会議：5月22日開催】  
【第7回会議：7月17日開催】  
7月 有識者会議 年次報告  
【第8回会議：9月6日開催】
- 31年(元年) 【第9回会議：2月25日開催】 【第10回会議：6月25日開催】  
8月 有識者会議 年次報告  
【第11回会議：8月6日開催】
- 2年 【第12回会議：1月30日開催】 【第13回会議：8月7日開催】  
9月 有識者会議 年次報告
- 3年 【第14回会議：1月27日開催】 【第15回会議：8月19日開催】  
10月 有識者会議年次報告  
【第16回会議：12月20日開催】

# 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会について

## 1. 背景

子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第32条、第50条)

平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の重大事故の発生・再発防止について行政の取組のあり方等を検討すべきとされた。

## 2. 検討会の議論

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(平成26年9月8日)を設置し、次の事項について議論

重大事故の情報の集約のあり方

集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方

事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方

## 3. 中間取りまとめ (平成26年11月28日)

重大事故の集約範囲・方法・公表のあり方について取りまとめ

・報告対象施設・事業者：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業(子どもを預かる事業に限る)、認可を受けていない保育施設・事業

・報告の対象となる重大事故の範囲：死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

・報告内容及び報告期限：報告様式を定め、報告期限の目安(第1報は事故発生当日等)を設定

・報告のルート：

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の施設・事業者 市町村 都道府県 国

認可を受けていない保育施設・事業者 都道府県 国

「特定教育・保育施設等における事故の報告について(平成27年2月16日)」により通知

・公表のあり方：国において事故報告をデータベース化し、平成27年6月より内閣府HPで公表(個人情報を除く)

## 4. 最終取りまとめ (平成27年12月21日)

重大事故の発生防止のための今後の取組みとして、以下のとおり取りまとめ

### 1. 事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、事故発生時の対応マニュアルの作成

本検討会において検討された、特定教育・保育施設等における重大事故の発生防止及び事故発生時の対応に関するガイドライン等に盛り込むべき内容(骨子)を踏まえ、具体的なガイドライン、マニュアルは、別途調査研究事業において作成する各施設・事業者や地方自治体は、このガイドライン、マニュアルを参考に、各々の実態に応じて事故発生防止等に取り組む

### 2. 事故の再発防止のための事後的な検証

地方自治体における検証

教育・保育施設等における子どもの死亡事故等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために実施 \* 検証にあたっては、プライバシー保護及び事故に遭った子どもや保護者の意向に配慮する

< 検証の実施主体 >

- ・特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業 市町村(都道府県は市町村の検証を支援)
- ・認可を受けていない保育施設・事業 都道府県(指定都市、中核市を含む)

< 検証の対象範囲 >

地方自治体・・・死亡事故、死亡事故以外の重大事故(検証を必要と判断した事例 例:意識不明等)

(施設・事業者は、上記以外の事故、ヒヤリハット事例について適宜検証を実施する)

国における再発防止策の取組

有識者会議を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえた再発防止策を検討・提言

- ・事故報告に基づく集計・傾向分析 ・再発防止に係る提言 等を実施

### 3. 事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方

重大事故の発生・再発防止の観点からの指導監督の効果的な運用が必要

- ・重大事故が発生した場合等、事前通告なく指導監査を実施すること等を通知等で明確化
- ・事故の発生・再発防止に対する日常的な指導の充実

今後の施設・事業者や地方自治体の運用状況等を踏まえ、事故の発生防止等の取組みについて引き続き見直していく

# 教育・保育施設等における事故報告及び事故情報データベース

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 中間取りまとめ（平成26年11月28日）を踏まえて、

- ①「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成29年11月10日）」を地方自治体宛てに通知
- ②「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」を内閣府HPで公表開始（平成27年6月30日）

## 【①事故報告】

### ○報告対象となる施設・事業範囲

- ・特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）
- ・幼稚園（特定教育・保育施設でないもの）
- ・特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）
- ・地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ・トワイライトステイ）
- ・認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

### ○報告対象となる重大事故の範囲

- ・死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病を伴う重篤な事故等（意識不明の事故を含む。）

### 報告期限

- ・国への第1報※は原則事故発生当日(遅くとも翌日)、第2報※は原則1ヶ月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行う。

第1報...事故発生日時、子どもの年齢・性別、発生場所、発生状況等

第2報...事故の概要、事故発生の要因分析等

## 【②事故情報データベース】

### ○データベースの公表対象は、原則として自治体から第2報以降の事故報告とする。

事故発生の要因分析等、事故の再発防止のため有用な情報は、原則として第2報以降に記載されるため。

### ○プライバシーに配慮する観点から、個人情報、施設等の名称・所在地等、事案を特定されるものは掲載しない。

自治体を通じて保護者・関係者等の了解を得たものを公表。記載内容は自治体によるもので、国で修正等を加えていない。

### ○データベース掲載頻度は概ね3か月に1回（4半期ごと）

### ○公表データベース項目

認可・認可外の別、施設・事業所種別、事故発生時期(月と時間帯)と発生時の場所・状況、子どもの年齢と性別、発生時の体制(クラス年齢・子どもの数・教育・保育等従事者数等)、事故状況(死因・負傷状況・受傷部位・診断名)、事故誘因、事故概要、事故発生の要因分析(ソフト面、ハード面、環境面、人的面)、事故発生の要因分析に係る自治体のコメント

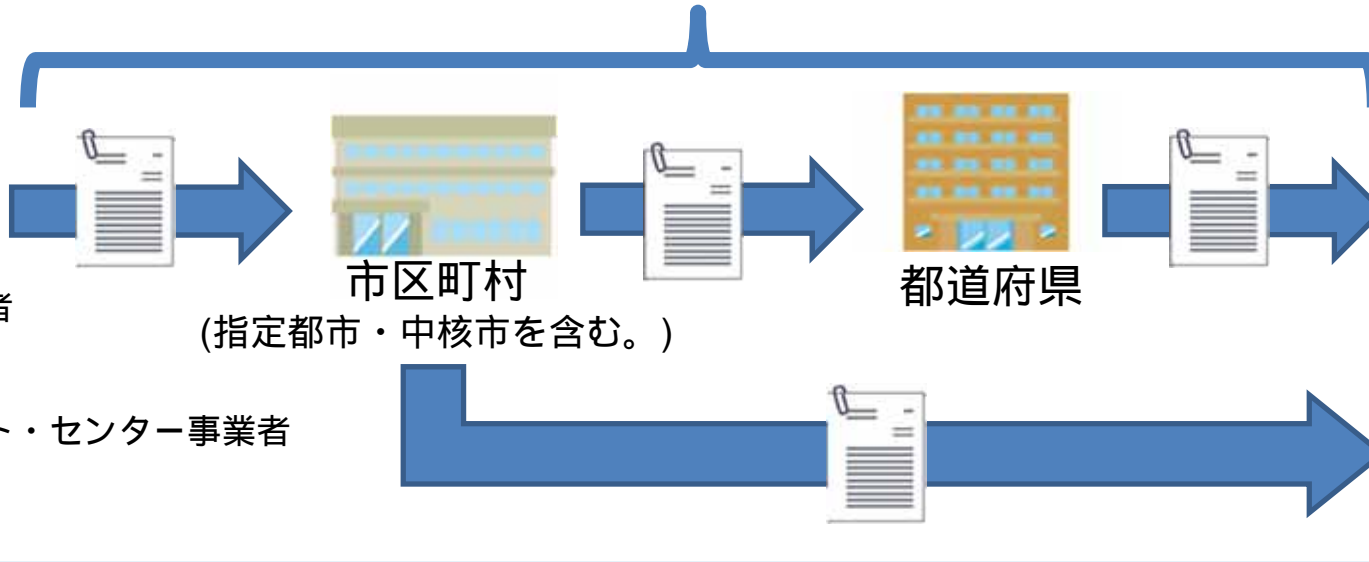


# 報告の系統【1 / 3】

第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）  
第2報：原則1ヶ月以内程度 等



特定教育・保育施設  
特定地域型保育事業者  
延長保育事業者  
放課後児童クラブ  
ファミリー・サポート・センター事業者

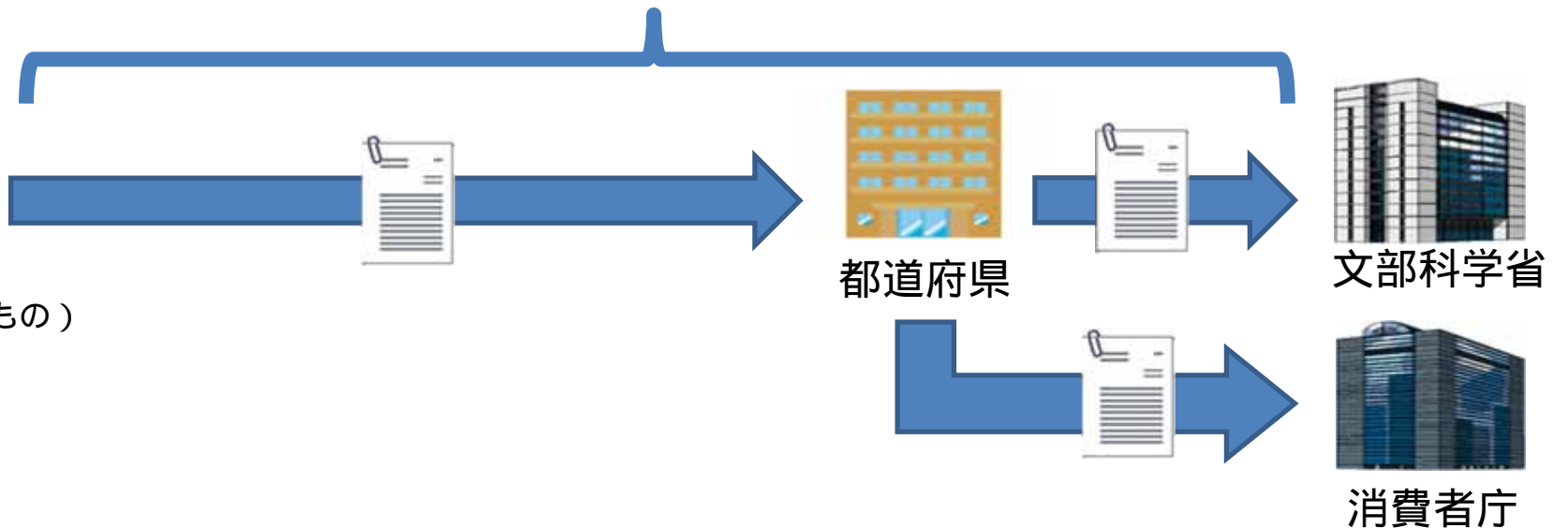


第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）  
第2報：原則1ヶ月以内程度 等



幼稚園

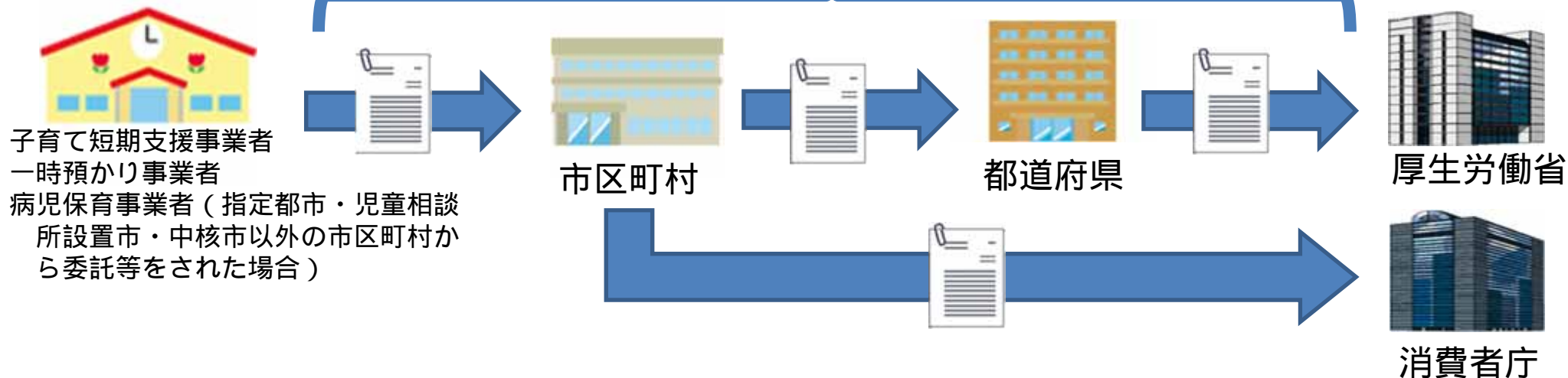
(特定教育・保育施設でないもの)



## 報告の系統【2 / 3】

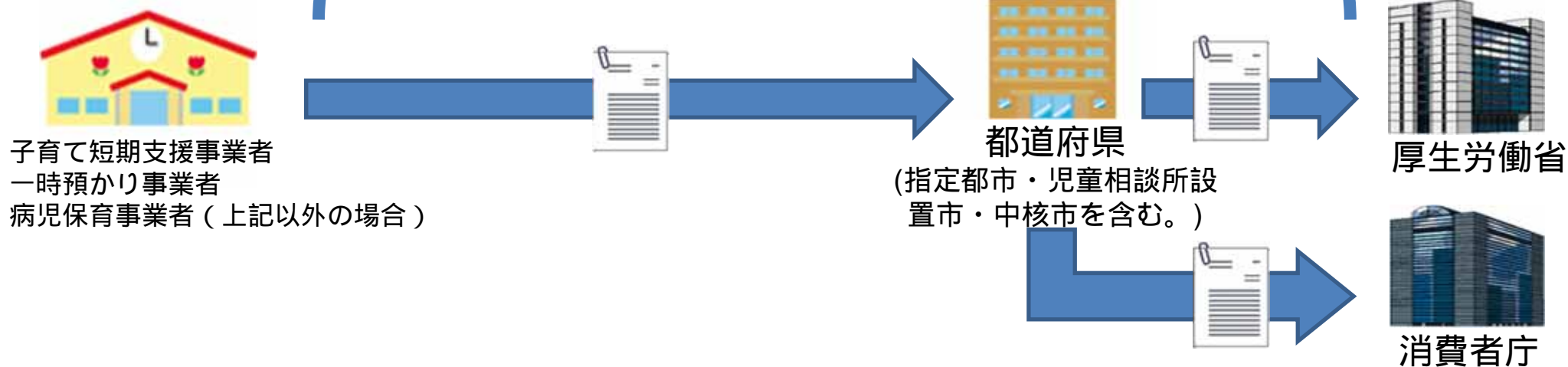
第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）

第2報：原則1ヶ月以内程度 等



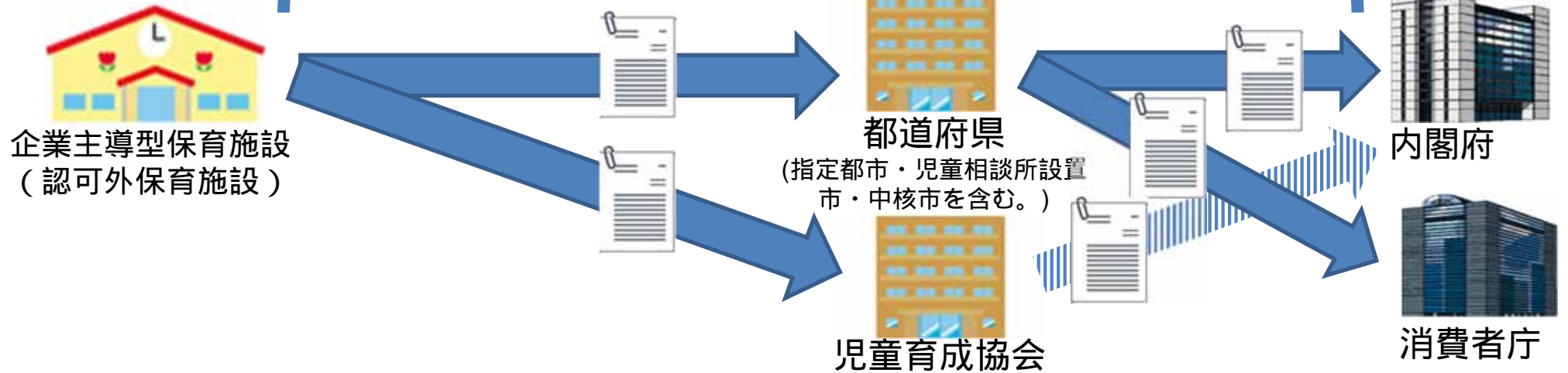
第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）

第2報：原則1ヶ月以内程度 等

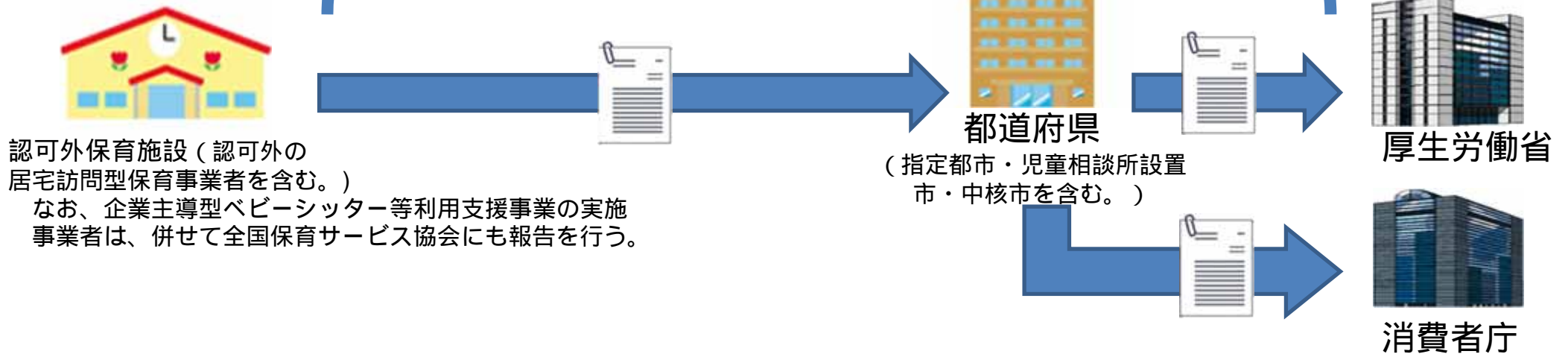


# 報告の系統【3 / 3】

第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）  
第2報：原則1ヶ月以内程度 等



第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）  
第2報：原則1ヶ月以内程度 等





# 重大事故の再発防止のための検証と事故防止等のためのガイドライン

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめ（平成27年12月21日）を踏まえて、地方自治体宛てに以下を通知し、施設・事業者に周知。（平成28年3月31日発出）

- ① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
- ② 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

## 【① 重大事故の再発防止のための検証】

### ○検証の実施主体

- ・ 市町村...認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業等）、地域子ども・子育て支援事業
- ・ 都道府県...認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

### ○検証の対象範囲

- ・ 死亡事故、意識不明等地方自治体において検証が必要と判断した重大事故

### ○検証組織による検証

- ・ 検証は、外部の委員で構成する検証委員会を設置して実施する。
- ・ 検証委員は、重大事故の再発防止に知見のある者（例：学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者）

### ○検証の報告

- ・ 検討委員会は、検証結果を踏まえて、具体的な対策について提言を行う。
- ・ 検証結果、提言を盛り込んだ報告書を公表し、国に提出する。

## 【② 事故防止等のためのガイドライン】

### ○事故防止のための取組み ～施設・事業者向け～

- ・ 重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、プール活動・水遊び、食事中）ごとの注意事項
- ・ 事故防止のための研修等による体制づくり

### ○事故防止のための取組み ～地方自治体向け～

- ・ 地方自治体、施設・事業者との連携体制の整備
- ・ 施設・事業者に対する研修や指導監査等の実施

### ○事故発生時の対応 ～施設・事業者、地方自治体共通～

- ・ 事故発生時の段階的な対応（事故発生直後、事故直後以降、状況の記録、保護者等への対応、報道機関への対応、国への事故報告、検証の実施）

# 教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議について

## 1. 趣旨

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」における検討を踏まえ、平成27年4月から重大事故が発生した場合の国への報告の仕組み等を整備するとともに、平成28年4月からは、死亡事故等が発生した場合に、地方自治体が検証を実施して事実の把握や発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することとしている。

これらの取り組みを受け、国においては、地方自治体の検証報告等を踏まえた重大事故の再発防止策について検討を行うため、「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」（平成28年4月設置）を開催。

## 2. 主な検討課題

事故報告、事故情報データベースに基づく傾向分析等  
地方自治体からの検証報告に基づく重大事故の再発防止策に関する提言  
事故報告、事故情報データベースの充実  
事故防止及び発生時の対応のためのガイドライン等の改善

## 3. 今後の予定

引続き以下のような議論を行っていく。

- ・ 事故報告や事故情報データベース充実に向けた検討
- ・ 傾向分析の手法についての検討
- ・ 自治体の検証報告等を踏まえた再発防止策の検討 など

## ◇ 構成員（●：座長）（敬称略。R4.6現在）

小原 聖子	NPO法人ゆったりーの	寺嶋 仁子	川崎市こども未来局総務部監査担当課長
栗並 えみ	碧南市認可保育所死亡事故 被害児童の親	前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部教授
佐藤 茂己	社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会副会長	升田 純	中央大学法科大学院教授・升田法律事務所
鈴木 道子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会会長	宮下 友美恵	静岡豊田幼稚園園長
鈴木 康之	国立成育医療研究センター手術・集中治療部統括部長 麻酔科・小児科医	山中 龍宏	緑園こどもクリニック院長・NPO法人SafeKidsJapan理事長
関川 芳孝	大阪府立大学教授	吉井 英司	東京都福祉保健局少子社会対策部認証・認可外保育施設担当課長
田中 弘美	一般社団法人日本こども育成協議会相談役		

# 「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表

(令和3年6月18日付公表資料 抜粋)

## 事故報告概要

教育・保育施設等(\*)において発生した死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含む。)で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の期間内に第1報があったものを集計して公表。

\* 教育・保育施設等とは、以下の施設・事業をいう。

- ・認定こども園(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型) ・幼稚園 ・認可保育所 ・小規模保育事業
- ・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業(認可) ・一時預かり事業 ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ・子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)
- ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ・認可外保育施設(企業主導型保育施設、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設) ・認可外の居宅訪問型保育事業

	負傷等				死亡	計	
	内訳						
	(意識不明)	(骨折)	(火傷)	(その他)			
認定こども園・幼稚園・保育所等	1,581	(14)	(1,281)	(6)	(280)	5	1,586
	(+288)	(+4)	(+270)	(▲1)	(+15)	(▲1)	(+287)
放課後児童クラブ	429	(0)	(379)	(0)	(50)	0	429
	(▲16)	(▲1)	(▲11)	(0)	(▲4)	(0)	(▲16)
計	2,010	(14)	(1,660)	(6)	(330)	5	2,015
	(+272)	(+3)	(+259)	(▲1)	(+11)	(▲1)	(+271)
割合	99.8%	(負傷等の0.7%)	(負傷等の82.4%)	(負傷等の0.3%)	(負傷等の16.4%)	0.2%	100%
	(+0.1)	(+0.1)	(+1.8)	(▲0.1)	(▲2.0)	(▲0.1)	-

※ 下段は前年比の増減数

※ 認定こども園・幼稚園・認可保育所等とは、放課後児童クラブ以外の施設・事業

# 「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表

(令和3年6月18日付公表資料 抜粋)

## 死亡及び負傷等の事故概要

	負傷等				死亡	計	(参考)施設・事業者数 (時点)
	意識不明	骨折	火傷	その他			
幼保連携型認定こども園	312	2	266	2	42	0	312 5,688 か所(R2.4.1)
幼稚園型認定こども園	23	0	21	0	2	1	24 1,200 か所(R2.4.1)
保育所型認定こども園	45	1	37	0	7	1	46 1,053 か所(R2.4.1)
地方裁量型認定こども園	3	0	3	0	0	0	3 75 か所(R2.4.1)
幼稚園	55	0	52	0	3	0	55 8,498 か所(R2.5.1)
認可保育所	1,080	7	859	4	210	1	1,081 22,706 か所(R2.4.1)
小規模保育事業	18	0	11	0	7	0	18 5,365 か所(R2.4.1)
家庭的保育事業	1	0	0	0	1	0	1 887 か所(R2.4.1)
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0 14 か所(R2.4.1)
事業所内保育事業(認可)	3	0	2	0	1	0	3 645 か所(R2.4.1)
一時預かり事業	1	0	1	0	0	0	1 10,580 か所(R1実績)
病児保育事業	0	0	0	0	0	0	0 3,374 か所(R1実績)
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0	0	0	0	0	0	0 931 か所(市区町村) (R1実績)
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	0 ・ショートステイ 882 か所 ・トワイライトステイ 475 か所 (R1実績)
放課後児童クラブ	429	0	379	0	50	0	429 26,625 か所(R2.7.1)
企業主導型保育施設	13	1	10	0	2	0	13 3,768 か所(R2.3.31)
地方単独保育施設	3	0	2	0	1	0	3 ・認可外保育施設(ベビーホテル・その他) 5,890 か所 ・事業所内保育施設 7,132 か所(H31.3.31)
その他の認可外保育施設	24	3	17	0	4	2	26 3,313 か所(H31.3.31)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
計	2,010	14	1,660	6	330	5	2,015

※ 地方単独保育施設とは、都道府県又は市区町村が、認可外保育施設の設備や職員配置等に関する基準を設定し、当該基準を満たすことを条件として、その運営に要する費用について補助を行う等する認可外保育施設のことをいう。

※ 各項目について(用語の整理であり、下記の報告事例があったことを意味するものではない。)

- ・ 意識不明: 事故に遭った際に意識不明になったもの。(その後、意識不明の状態が回復したものを含み、令和元年12月末までの間に死亡したものは除く。)
- ・ 骨折: 切り傷やねんざ等の複合症状を伴うものを含む。
- ・ その他: 指の切断、唇、歯の裂傷等を含む。
- ・ 死亡: 第1報の報告時に「意識不明」であり、その後、第2報以降の報告時(令和元年12月末までの間)に「死亡」として報告のあったものを含む。

## 年齢別(死亡・負傷等)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	放課後 児童ク ラブ等	計
幼保連携型認定こども園	1	11	29	39	77	99	56	—	312
幼稚園型認定こども園	0	0	0	3	7 (1)	11	3	—	24 (1)
保育所型認定こども園	0	4	7	6	16 (1)	8	5	—	46 (1)
地方裁量型認定こども園	0	0	0	2	0	1	0	—	3
幼稚園	0	0	0	3	14	21	17	—	55
認可保育所	5	48 (1)	104	149	232	373	170	—	1,081 (1)
小規模保育事業	0	3	10	5	0	0	0	—	18
家庭的保育事業	0	0	1	0	0	0	0	—	1
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
事業所内保育事業(認可)	0	1	2	0	0	0	0	—	3
一時預かり事業	0	0	0	1	0	0	0	—	1
病児保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0	0	0	0	0	0	0	—	0
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	0	—	0
放課後児童クラブ	—	—	—	—	—	—	—	429	429
企業主導型保育施設	3	0	5	3	1	0	1	—	13
地方単独保育施設	0	0	0	0	0	2	1	—	3
その他の認可外保育施設	3 (1)	5 (1)	3	5	4	4	2	—	26 (2)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
計	12 (1)	72 (2)	161 (0)	216 (0)	351 (2)	519 (0)	255 (0)	429 (0)	2,015 (5)

※ ( )内の数字は死亡事故の件数で内数



# 「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表

(令和3年6月18日付公表資料 抜粋)

## 場所別

	施設内		施設外	不明	計
	室内	室外			
幼保連携型認定こども園	132	164	16	0	312
幼稚園型認定こども園	13 (1)	11	0	0	24 (1)
保育所型認定こども園	30 (1)	14	2	0	46 (1)
地方裁量型認定こども園	1	2	0	0	3
幼稚園	23	31	1	0	55
認可保育所	461 (1)	513	107	0	1,081 (1)
小規模保育事業	5	7	6	0	18
家庭的保育事業	1	0	0	0	1
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
事業所内保育事業(認可)	3	0	0	0	3
一時預かり事業	1	0	0	0	1
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ	134	245	50	0	429
企業主導型保育施設	6	3	4	0	13
地方単独保育施設	0	1	2	0	3
その他の認可外保育施設	16 (2)	3	7	0	26 (2)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
計	826 (5)	994	195	0	2,015 (5)

※ ( )内の数字は死亡事故の件数で内数

## 死亡事故における主な原因

	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	認可保育所	その他の認可外保育施設	計
SIDS	0	0	0	1	1
窒息	1	1	1	0	3
病死	0	0	0	0	0
溺死	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	1	1
合計	1	1	1	2	5

※ 「その他」は、原因が不明なもの等を分類

※ 本表には、令和2年に死亡事故の報告があった施設のみ掲載

## 死亡事故の発生時の状況

	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	認可保育所	その他の認可外保育施設	計
睡眠中	0	0	0	1	1
食事中	1	0	1	0	2
その他	0	1	0	1	2
合計	1	1	1	2	5

※ 本表には、令和2年に死亡事故の報告があった施設のみ掲載



# 「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表

(参考:これまでの保育施設等における死亡事故の報告件数等)

(令和3年6月18日付公表資料 抜粋)

[注意事項:各年区分について]

- 集計期間は以下のとおり。原則、国に報告された月でカウントしているが、平成25年に判明した31件の追加報告分は、実際に事故が発生した月でカウントしている。
- ・平成16年から20年:4月から3月まで
  - ・平成21年:4月から12月まで(平成21年1から3月発生分は平成20年分として集計)
  - ・平成22年から26年:1月から12月まで
  - ・平成27年:認可保育所及び認可外保育施設(地方単独保育施設及びその他の認可外保育施設)は1月から12月まで  
認定こども園及び小規模保育事業は4月から12月まで
  - ・平成28年から:1月から12月まで

	幼保連 携型認定 こども園	幼稚園 型認定 こども園	保育所 型認定 こども園	認可 保育所	小規模 保育 事業	一時預 かり事業	家庭的 保育 事業	病児 保育 事業	認可外 保育 施設	計
H16	-	-	-	7	-	-	-	-	7	14
H17	-	-	-	3	-	-	-	-	11	14
H18	-	-	-	5	-	-	-	-	8	13
H19	-	-	-	3	-	-	-	-	12	15
H20	-	-	-	4	-	-	-	-	7	11
H21	-	-	-	6	-	-	-	-	6	12
H22	-	-	-	5	-	-	-	-	8	13
H23	-	-	-	2	-	-	-	-	12	14
H24	-	-	-	6	-	-	-	-	12	18
H25	-	-	-	4	-	-	-	-	15	19
H26	-	-	-	5	-	-	-	-	12	17
H27	1	0	0	2	1	0	0	0	10	14
H28	0	0	0	5	0	0	1	0	7	13
H29	1	0	0	2	0	0	0	1	4	8
H30	0	0	0	2	0	0	1	0	6	9
R1	0	0	0	2	0	1	0	0	3	6
R2	0	1	1	1	0	0	0	0	2	5
計	2	1	1	64	1	1	2	1	142	215

※ 本表には、これまで死亡事故の報告があった施設・事業のみ掲載している。

※ 平成26年までは認可外保育施設は、地方単独保育施設とその他の認可外保育施設とを分類して把握していない。

※ 平成27年の地方単独保育施設における死亡事故は1件(認可外保育施設の死亡事故10件の内数)。平成28年以降は0件。

※ 令和元年以降は、第1報の報告時に「意識不明」であり、その後、第2報以降の報告時(令和元年12月末までの間)に死亡として報告のあったものも件数に含む。

# 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数

令和4年度予算：453億円の内数)

## 【事業内容】

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 研修事業：1回当たり 353千円  
巡回支援指導事業：指導員1人当たり 4,062千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2  
国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

## 質の確保・向上のための研修事業



### 【研修対象者】

保育所等に勤務する保育士等や保育士以外の職員、巡回支援指導員 等

### 【研修内容】

- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容
- ・ 保育中の事故防止、事故発生時の対応
- ・ 園外活動等における安全対策 等

## 質の確保・向上のための巡回支援指導事業



### 【主な指導内容】

- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導
- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起
- ・ 指導監査・立入調査の事前準備などの実施補助や、監査後のアフターフォロー
- ・ 園外活動等における安全対策の現地指導

# 安全対策事業

令和4年度予算額：453億円の内数

(保育対策総合支援事業費補助金・保育環境改善等事業)

## 【事業概要】

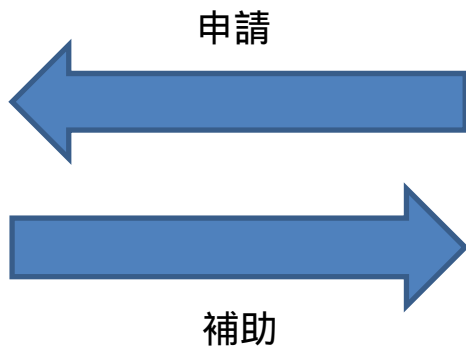
0～1歳の午睡中に死亡事故などが発生している状況を踏まえ、睡眠中の事故防止など保育の質の確保・向上のために必要な機器の導入を支援することにより、安全かつ安心な保育の環境の確保を図る。

【実施主体】 都道府県、市区町村（機器は保育施設が購入）

【補助単価】 1施設あたり 500千円以内

【補助率】 国：1/2 都道府県・市区町村：1/4 事業者：1/4

## 【事業イメージ】



### 機器の購入（例）

#### <午睡チェック>

午睡中の体動や体の向きを自動検知し、睡眠時のチェック表に自動で記録するなど、事務負担等を軽減する機能を備えるICT機器  
→保育士等が乳幼児の睡眠中の呼吸点検や見守りに専念することができる。

